

スルメイカの資源管理等について

1. 令和 7 年度（TAC 管理及び県の対応状況）

(1) 小型するめいか釣り漁業※に対するスルメイカの採捕停止命令

- 採捕量が漁獲可能量 (TAC) を超過したことにより、全国の小型するめいか釣り漁業者は令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までスルメイカの採捕禁止。

【原因】予想を超える太平洋側への資源の来遊や採捕量を迅速に把握する体制が整備されていなかったこと等から、盛漁期が早い太平洋側の地域を中心に採捕量が積み上がり、TAC を超過。

〔※5 トン以上 30 トン未満の漁船で釣りによってスルメイカの採捕を目的とした漁業〕
(法令に従い、国へ届け出る必要あり)。県内は 61 名が対象。

(2) 県の対応

- ① 令和 7 年 12 月、相談窓口を設置するとともに、無利子の運転資金を融資する制度を創設 (令和 8 年 3 月 31 日まで)。→融資実績はなし。
- ② 令和 8 年 1 月、水産庁長官に対し、漁業関係者とともに、採捕量の迅速な収集体制の整備と来遊状況を考慮した TAC 制度の柔軟な運用等を要望。

(3) 全国のスルメイカの漁獲可能量 (TAC:27,600 トン) の状況

管理区分	管理者	TAC(3/10)	実績(3/10)	超過数量
沖合底びき網漁業	国	7,795 トン	7,669 トン	-
大中型まき網漁業	国	786 トン	565 トン	-
大臣許可いか釣り漁業	国	2,831 トン	1,745 トン	-
小型するめいか釣り漁業	国	5,757 トン	8,134 トン	2,377 トン
都道府県	各県	9,031 トン	9,080 トン	49 トン
留保枠	国	1,400 トン	-	-

2. 令和 8 年度のスルメイカ TAC 制度

(1) 全国のスルメイカの漁獲可能量 (TAC:68,400 トン)

管理区分	管理者	TAC
沖合底びき網漁業	国	17,300 トン
大中型まき網漁業	国	2,300 トン
大臣許可いか釣り漁業	国	3,000 トン
小型するめいか釣り漁業※	国	(4-11 月)13,600 トン/(12-3 月)1,400 トン
都道府県	各県	23,400 トン
留保枠	国	7,400 トン

※前年度の採捕実績が確定した後、前年度の超過数量分が差し引かれる予定。

(2) 小型するめいか釣り漁業における TAC 管理の改善点

- ① 国主導で全漁連や都道府県と連携し、迅速な採捕量の収集体制を整備。
- ② 期間別に TAC を管理。全漁連内で県別の配分も検討。

→12 月に盛漁期を迎える島根県も含め、公平な漁獲機会の確保を期待。

(3) 4 月を目途に、漁協と連携し、県内の小型するめいか釣り漁業者等に令和 8 年度の管理方法等を説明予定。